

(様式)

大阪市建設局設計・施工技術連絡会議 議事録

工 事 名	大阪市海老江下水処理場改築更新事業		
会 議 名 称	大阪市建設局設計・施工技術連絡会議		
開 催 日 時	令和元年 8 月 30 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 45		
開 催 場 所	A T Cビル I T M棟 11 階 第 10、11 会議室		
出 席 者	発注者	設計者	受注者
	建設局 下水道部下水道課 北部方面管理事務所 管理課	パシフィックコンサル タantz株式会社	海老江ウォーターリンク 株式会社
議題・議事の内容			
事業概要 (説明内容) ・設計変更事案への対応の検証・妥当性の精査について 計画変更要因に対する追加対策 (説明内容) (1) 事業概要について (2) 事案内容について 本事業は、設計、施工、維持管理が一体となったDBO事業であり、入札説明書等(事業契約書及び要求水準書)において、市側のリスクを明文化している。 設計・施工を進める段階において、入札時に想定していた市側のリスクに対する事案が発生しており、その影響要因に対応する対策方法の検討などにより総事業費が増加する状況となっているため、「大阪市設計・施工技術連絡会議試行要領」第4条第1項の(1)の設計条件及び設計内容について、当該現場の特殊性等から説明・確認を行う必要がある場合に該当することから、連絡会構成員にて、下記の事案の妥当性および精査を行った。 1) RO施設撤去工事 2) 土壌ガス調査(3系) 3) ダイオキシン類調査(3系) 4) 土壌汚染対策法認定調査(3系) 5) 土壌汚染対策法認定調査(ポンプ棟及び2系~3系敷地境界) 6) 汚染土処分区変更(3系) 7) 汚染土先行撤去範囲変更(3系) 8) シールド工事の防爆対策			

- 9) 地中障害物関係(3系先行撤去部【水処理施設】)
- 10) 地中障害物対策(3系矢板打設工法変更)
- 11) 追加土壌調査(ポンプ棟及び2系-3系敷地境界)
- 12) アスベスト処分・撤去
- 13) 汚染土先行撤去(3系)及び地中障害物発現に伴う工期変更
- 14) 地中障害物関係(2~3系敷地)
- 15) 地中障害物対策(2~3系敷地)
- 16) シールド掘削残土の処分区分
- 17) 消費税率変更
- 18) 物価上昇

(主な意見)

- ・ 本事業用地は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域に指定されており、事業者において認定調査を実施することとなっている。
認定調査の結果により、汚染土壌が入札説明書よりも増えたのであれば、市側のリスクとすることは妥当であると考えられる。
- ・ 地中障害物関係、地中障害物対策は、入札時において予見不可能なものであり、民間事業者が地中障害物のリスクを負担することは適切ではない。契約書第4条第6項に、予見不可能な場合は市がリスクを負担することと規定している。
- ・ いずれの追加対策とも入札説明書で市側のリスクと想定していたものであり、やむを得ない設計変更であると考えられる。
- ・ 各変更事案に対する工法変更や追加対策等については、技術的に妥当な対応である。また、本会議は建設局ホームページにて公表するため、透明性も確保されている。